平成２４年（フ）第７２９号
名古屋市西区城西町27番地
破産者　有限会社オートコリンズ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１５号
愛知県小牧市下小針中島３丁目139番地
破産者　有限会社オーケーモールド
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６８１号
名古屋市天白区島田１丁目1402番地
破産者　有限会社豊商事
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５４号
富山市向新庄町１丁目23番７号
破産者　有限会社東窓舎
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２４３６号
名古屋市名東区社台１丁目103番地
破産者　株式会社セイハ流通グループ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３２８１号
大阪市西淀川区姫島５丁目15番20号
破産者　株式会社楠木総合施設
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５８１号
大阪府吹田市江の木町２番32号
破産者　株式会社Ｍｏｔｈｅｒ　ＢＡＮＫ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５７号
大阪市浪速区難波中１－６－８　イチエイ総合ビル５階、商業登記簿上の本店所在地大阪市生野区小路２丁目20番23号
破産者　Ａｓｈａ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７０８号
大阪市浪速区敷津西１丁目12番10号
破産者　株式会社アローフィールド
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７６３号
大阪府門真市速見町９－１　ツインコートヒラタ１階、商業登記簿上の本店所在地大阪府吹田市清水８番18号
破産者　株式会社ジャパンブリッジ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８６５号
大阪市北区天満２丁目２番15号　フロンティア天満301号
破産者　株式会社オレンジ
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９０４号
大阪市中央区内平野町２丁目２番17号
破産者　株式会社クリア・トラスト
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０６号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目29番23号
破産者　ダイト産業株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４８３号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目８番27号
破産者　有限会社今井建工
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５５７号
兵庫県西宮市生瀬高台25番６号
破産者　園田　龍平
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１２号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目23番８号
破産者　サンワ機工株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６６５号
兵庫県尼崎市西本町２丁目30番地グランドハイツ旭803号、前住所大阪府吹田市山田東３丁目18番１―817号
破産者　森　　幸代
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６９２号
兵庫県芦屋市高浜町芦屋浜団地２―２号棟1144号室、商業登記簿上の本店所在地兵庫県芦屋市高浜町４番２―744号
破産者　テスコ株式会社
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７９号
奈良市六条２丁目11番14―１号
破産者　有限会社新町
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第４２６号
岡山県倉敷市中庄団地25番６―101号、開始決定時の住所岡山市北区大元２丁目４番17号
破産者　塚本真理子
1　決定年月日　平成25年３月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２８６号
神奈川県横須賀市港が丘１丁目15番15号
破産者　有限会社和設計事務所
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３８７号
岐阜県羽島市足近町北宿418番地４
破産者　堀内　直子（旧姓味岡）
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所